

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の概要について

法律制定の背景

- ・ 厳しい財政状況
- ・ 発注者の能力差
- ・ ダumping受注の増加
- ・ 不良不適格業者の参入

工事の
品質確保
の必要性

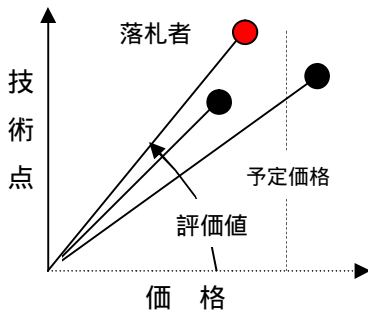
- | | |
|------------------|------------|
| 法律 | 4月1日施行 |
| 基本方針 | 8月26日閣議決定 |
| ガイドライン | 9月30日国交省作成 |
| * ガイドラインは各省ごとに作成 | |
| * 法律は3年後に見直し検討 | |

法律のポイント

(1) 発注者責任（発注関係事務の適切な実施）

- 技術力評価を含む入札の実施（**総合評価方式** = **簡易型**、**標準型**、**高度技術型**）
- 工事施工業者の適切な評価
- 監督・検査業務の強化
- 調査・設計業務の品質確保

(2) 価格 + 品質



【調査項目例】

- ・ 総合的なコスト縮減（ライフサイクルコスト）
- ・ 目的物の機能向上
- ・ 安全対策など

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術点}}{\text{価格}}$$

【総合評価方式のイメージ】

(3) 発注者支援

- 発注関係事務の実施にあたり、体制が脆弱な発注者への支援
- 支援者は国、都道府県、（財）建設技術センター等

北海道の取り組み

平成 17 年 4 月～

- 北海道連絡協議会設置**
（開発局、道、札幌市）
- ・ 相談窓口設置（局・道）
 - ・ ホームページ作成・公開
 - ・ 道内部での発注三部会議
 - ・ 市町村アンケート実施
 - ・ 市町村説明会開催

平成 18 年 4 月以降

- 北海道版取組方針作成**
- 総合評価方式の試行**
- 市町村・業界への普及**

建設業経営効率化の
確実な取組

公共工事の品質確保